



第139号

昭和38年4月10日

発行所

宮崎県東郷村

東郷村役場

頌徳祭と慰霊祭

(一) 頌徳祭

「村政に大きな功勞のあつた人々の、遺業をしのび、遺徳を讃え、後世永くその名をとどめ、村人たちの、道しるべとして、この碑を建てよ」と刻された頌徳碑の顕彰祭が、昨年から四月一日に行われることになった。

この「祭り日」を四月一日に定められた所以のものは、四月一日はその年度の初日であり新しい村政の出発の日である。この日を下して頌徳祭を行い、村の発展に寄与された先輩たちに感謝の誠を捧げるとともにその年度の村政に対する心がまえを、一には先哲に、二には村民に誓うには、最もふさわしい日であり、意義ある日であるという、黒木村長の敬虔な良識によるものである。

黒木村長は「祭文」の中で、先輩の方々の村勢に尽された功績を讃えた後次のように村政に対する決意を披瀝している。

「今やわが村は、先輩諸氏の遺徳によりまして教育産業、経済、土木等々その実をあげつつあります。然し村民生活ははげしい時流に押され難く、ややともすれば押流される姿にありますが、朝には吹きすすぶ産業界の嵐と戦い、夕べには荒れ狂う経済界の怒濤に抗しつゝ、新しき村造りに邁進しなければならぬ秋に遭遇いたしました。

新しき村造りとして本村が当面する課題は、新産都市指定の問題であり、農業構造改善の問題であります。この二つの課題の解決如何が本村の将来を卜する岐路



(二) 慰霊祭

成願寺の境内に忠魂碑が建てられたのは昭和二十八年である。それからは毎年四月三日、桜花らんと咲き乱れる下、この碑の前で盛大に慰霊祭が行われて

国難に殉じた勇士の勲功がたたえられ、慰霊の儀が厳粛に行われる。

この行事は「報恩反始」「温故知新」「感恩奉謝」などが古来から継承された崇高な道徳心に基く美風である。

黒木村長は次の如く「慰霊の言葉」を英霊に捧げた



本日茲に日清、日露の戦役から大東亜戦に至る数々の聖戦に国に殉じられた、三百八十八柱の英霊を請じ遺族の方や来賓の御臨場を

祭詞

苦斗の幾星霜、武運拙なく平和克復の日も待たず散華されましたことは、祖国のためには云え誠に痛恨の限りであります。

まごころを千人針に托し朝に夕に神仏の加護を祈りつゝ、生還の日を一日千秋の思いで待った父を、夫を、子を、戦場の露と失った最大の悲しみは牙をおさめて二十年になんなんとする今日、なおいやす日とはないであろうことを思うとき切々の情禁じ得ません。

君等が大陸の荒野のはて北斗星またたく下でむすびし露営の夢は何であつたかはたまた南十字星きらめく南海の孤島で胸に描かれた故郷の思い出は何であつたか、ふるさとに縋るに馬草の面影が、朝まだきに馬草刈る妻の姿が、庭先に遊ぶ愛児のえにしが、まぶたに浮んだであろううし、幼き日友と嬉戯したあの山、釣糸垂れしこの川の姿も走馬灯の如く胸に去来したてあるうことを思うとき、今猶ほ哀惜の情堪え難く、更に雨の夕はありし日の吾子を憶い、霜の朝には夫を憶い、木枯の夜半には父を憶う遺族の心情を察するとき、戦すんで年すに久しき今日乃、断腸の感胸に迫つてまいります。

今や我が国は君等の生命を捧げての忠誠により、かち得た尊い偉業である。文化国家、福祉国家の建設は着々と実現の道をたどり、



母こいしかかる夕べの
ふるさとの
桜咲くらむ山の姿よ
うらうらと照れる
光にけぶりあひて
咲きしづもれる
山ざくら花

牧水

昭和三十八年度 東郷村教育方針

- 一 わが国の教育方針に与し得る道義的実践的社会人育成を期す。
 - 二 本村の実態に立脚し、学校教育、社会教育を行ない、心身共に健康な国民の育成を期するとともに愛郷心、愛国心の啓蒙につとめる。
 - 三 教育財政の健全な運営により、教育施設の整備充実をはかることと既設設備の完全利用と愛護につとめ、教育効果の向上を期す。
 - 四 公民館を中心とする総合社会教育活動により、村民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、産業の振興、生活文化の向上、社会福祉の増進を期す。
- 昭和三十八年度の努力点
- (1) 学校管理の適正をはかる
 - (2) 学校事務の合理化、能率
 - (3) 学校事務の適正
 - (4) 学校事務の適正
 - (5) 学校事務の適正
 - (6) 学校事務の適正
 - (7) 学校事務の適正
 - (8) 学校事務の適正
 - (9) 学校事務の適正
 - (10) 学校事務の適正

- (2) 現職教育の強化をはかる
- (3) 研究体制の確立と計画的運営
- (4) 研究グループの育成強化
- (5) 一人一研究
- (6) 道徳教育の徹底をはかる
- (7) 生活指導の徹底
- (8) 子供会、生徒会の指導
- (9) 芸術科の振興と視聴覚教育の充実
- (10) 学校の美化と地域社会の純化
- (11) 学校、家庭、地域社会の緊密な連携
- (12) 科学、技術教育をはかり産業教育の推進につとめる
- (13) 学習園、実習地の計画的経営
- (14) 基礎的実験、観察、実習の徹底
- (15) 施設設備の整備年次計画の樹立と既設設備の活用
- (16) 学力の向上をはかる
- (17) 行事の合理化と完全授業の確保
- (18) 補習指導
- (19) 学校図書館、学校放送の充実と活用
- (20) テストの実施とその結果の活用
- (21) 健康教育の振興をはかる
- (22) 学校体育の適正な指導
- (23) 体育施設の年次計画の樹立とその活用
- (24) 学校環境の健康的整備
- (25) 学校給食の実施
- (26) 身体検査の結果と教育的措置
- (27) 安全教育の徹底をはかる
- (28) 交通法規の理解と交通道徳の実践
- (29) 刀物使用の指導
- (30) 登山、水泳、キャンプ等の指導

- (1) 中央学級の充実
- (2) 各学級の計画的運営
- (3) 青少年の輔導の強化をはかる
- (4) 子供会、親子会の育成強化
- (5) 生活環境の純化
- (6) 家庭教育の振興
- (7) 学校、家庭、地域社会の緊密な連携
- (8) 青少年輔導機関との連携
- (9) 社会体育の振興をはかる
- (10) 社会体育指導員の養成
- (11) 社会体育指導員の活動促進
- (12) 社会体育組織の整備
- (13) 社会体育団体の育成強化
- (14) 体育施設の充実
- (15) 新生活運動の推進をはかる
- (16) 人間性の高揚と奉仕心の深化
- (17) 生活意欲の昂揚と生活の合理化
- (18) 共同組織の確立
- (19) 生活環境の整備と習俗の刷新
- (20) 国土美化運動の推進 (花一ぱい運動)

議会議員の共済年金 制度について

議会政治の健全なる発展はもとより、地方議会議員が安心して自治行政に寄与することができよう議員の保障制度として昭和二十六年六月八日法律第一二〇号により地方議会議員共済年金法が制定公布され、その後地方公務員共済組合法の制定公布に伴いまして地方議員の年金制度についてこの法律に規定されましたことは、地方議会の任務の重要性に鑑み、真に喜ばしいこととあります。以下この制度のあらましについてお知らせ致します。

第一に法律の趣旨は、議会の任務の重要性に鑑み、議員の生活の安定に資するため、議員相互の互助精神に基づいて、退職、公務傷病及び死亡に対して年金を給付することです。

第二に受給資格及び給付額は、退職年金の場合在職十二年以上で退職した議員に給付されますが、在職十二年で退職した時は、退職当

時の標準報酬月額額の百五十分の五十の額が給付されます。十二年以上は一年を増す毎に標準報酬月額額の百五十分の一の額を加算して給付されます。公務傷病年金は、それぞれの退職年金額に当該不具喪失の程度に應じた金額を加算して給付されます。遺族年金は、原則として退職年金、公務傷病年金の二分の一の金額が遺族に對して給付されます。

第三に掛金は、当該議員の標準報酬月額の百分の五の額を、毎月末日迄に納付しなければなりません。本村の場合標準報酬月額七千円ですから、この百分の五の額三百五十円を報酬は原則として議員の掛金によつてまかなわれるから納付してあります。

この外共済年金の基礎となる在職期間の計算、共済年金の停止、時効等が規定されておりますが、疑問の点については、議会事務局にお問合せ下さい。

公明選挙

あなたの清き一票で
豊かな村を築きましよう
みんなそろって投票
しましょう

